

京都府文化財保護課の75年

磯野浩光

2026年3月

公益財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究センター

京都府文化財保護課の75年

磯野浩光

1. はじめに

筆者は先に京都府教育庁指導部文化財保護課(以下、府文保課という)が、文化財保護法(以下、文保法という)の施行と文化財保護委員会(文化庁の前身)の発足と軌を一にして、1950年9月1日に発足したことをあらためて確認した。^(注1)第2次世界大戦及び戦後の社会の混乱の中で、文化財も大きな危機にさらされていた。その中で、全国で初めて文化財保護課を設置し、^(注2)体制を大きく充実させたこと(付表2参照)は、府教育委員会(以下、府教委という)の文化財保護行政推進に対する強い決意と意欲の表れであった。

古い経過の記録も必要であり、今回も貴重な紙面をお借りして、府文保課75年の歩みを簡単に振り返りたい。小稿が今後の府の文化財保護行政推進にとって少しでも参考になれば光栄である。

2. 重要文化財建造物の保存修理事業

管見に及んだ75年の大まかな歩みは、付表1(文末)のとおりである。重要な事項の漏れや、近年の事項が多いので、御教示をお願いしたい。また、簡易に表示した事項の前には長い経過があること、表示した事項以外の雑多な案件も非常に多いこと、それらに課職員等が一貫して真摯に従事してきたことは申すまでもない。

以下、少しく説明したい。まず、1897年の「古社寺保存法」以来、府が130年以上「特別保護建造物」及びそれに続く重要文化財(以下、重文という)建造物の保存修理事業を社寺等から受託して、直接施工してきたことは、他府県の追随を許さぬ独壇場というべき輝かしい実績であり、非常に大きな意義を持つ。

大規模な保存修理事業は、数年間にわたって事業が継続する。付表1には比較的大規模な事業の竣工のみを掲げた。担当職員は、当該保存修理現場に常駐してその任に当たり、詳細な記録、史料、写真、図面等を掲載した報告書を刊行する。竣工後も職員は、機会あるたびに当該文化財の現状を現地確認するなど地道な努力を続けている。長年の事業継続と職員の努力が、府内の社寺等の文化財所有者との厚い信頼関係を構築している大きな要

因となっているのである。

近年は(西)本願寺、知恩院、清水寺などの大型建造物の保存修理事業を遂行しており、事業予算も年間約13.5億円～約16.6億円(2024、2025年度当初予算額)と増加している。また、2017年度当初予算からは予算の債務負担行為も認められ、複数年の契約など円滑な事業を進めるために様々な工夫もこらされている。この事業を遂行するために必要欠くべからざる伝統技術職員(宮大工)も府文保課に13名配置されている。

さらに、未指定文化財調査の成果等により、ほぼ毎年重文の新指定や国宝への繰り上げと府指定等が行われている。その結果、国宝建造物の棟数(76棟)、重文の件数(306件)は、日本一である(以下、文化財の指定等件数と文保課の職員数は、2025年3月現在)。

なお、文化財所有者から重文建造物保存修理事業(国庫補助事業)を府教委が受託して直営で施工(屋根工事など13種の工事は工事別に府から各企業に発注)するのは、文化庁によって、府と奈良県、滋賀県の3府県だけと定められている。このように府教委が受託して直接施工する方法は、技術の伝承、伝統技術を有する企業の育成など長所も多いが、特殊な形態でもあるので、2016年度府の包括外部監査で1年間綿密に監査され、その意義、長所などはおおむね外部監査人により客観的に認められた^(註3)。

3. 府文化財保護条例の施行と進展

京都は千年の都として古代から近世を通じて政治、経済、文化の中央であったので、現在国指定文化財の約14%(うち国宝は約21%)が所在している。府文保課は課発足以前から一貫して国指定文化財の保護、維持管理等に努力してきた。1954年7月の文保法の一部改正により、地方公共団体が文化財保護条例(以下、文保条例、府は府条例という。)を制定して国指定以外の文化財を指定し保護できることとなった(現行法第182条第2項)ので、府条例の制定が大きな課題となった^(註4)。京都の文化財は、中央性、地域性、国際性という3つの側面をもち、それぞれの特性によって形づくられている。その特性に対応する主体的できめ細かい条例が必要だったからである。また、府条例は、地方分権、地域史の尊重、国指定以外の未指定文化財の保護のため必須の基本施策でもある。

その後の略経過は、おおむね以下のとおりである。

- ・1962年頃から検討が緒につく。
- ・1965年3月：府条例が未制定である4つの理由など府教委の考えを示す^(註5)。
- ・未指定文化財は、知事部局文教課の補助制度(社寺等文化資料保全補助金、1962年11月施行)、(財)府文化財保護基金(1965年3月設立認可)の融資制度で保護を図る。
- ・他の都道府県や府内の市町では文保条例の制定が進み、府条例制定の要望が強まる。

- ・1975年10月：文保法の一部改正。文化財保護審議会（文化財の保存、活用に関する重要事項を調査審議し、教育委員会に建議する）を設置できるようになる（現行法第190条。従前は文化財専門委員の制度）。
- ・1976年4月：府文化財保護審議会（以下、府文保審という。）の設置（委員20名、会長：村田治郎京都大学名誉教授）。府条例制定の動きも活発となる。
- ・1977年3月：府文保審に小委員会（未指定文化財の保護制度を検討、委員7名、主査：西川幸治京都大学教授）を設置。1977年6月から1981年まで12回審議。全体会8回、部会等3回開催^(注6)。
- ・1978年3月：府文保審、中間報告（「府における文化財保護制度化の基本的な考え方について」）。
- ・同年12月：定例府議会本会議で林田知事が条例制定の必要性和制定の方針を表明。
- ・1979年3月：府文保審、答申（「府における文化財保護の制度化をはかる上で考慮すべき事項について」）。
- ・答申を骨子として作業を進める。京都市の文保条例制定と同一歩調を取ることとする。
- ・1981年9月：京都市と文化財指定と財政負担について文書で調整^(注7)。
- ・同年10月：府条例公布。1982年4月、同施行。

最後から2番の奈良県文保条例の施行(1977年4月)から遅れること5年、全国都道府県で最も遅い施行となったが、府内文化財の多数を占める京都市の文保条例と同時に施行し、有終の美を飾ったのである。

府条例の施行は、府文保課の歩みの中で最大のできごとであり、府の文化財保護行政と府独自の施策を推進する根本となるものである。的確な運用のため技師の増員も図られた。府条例では、登録制度（市町村指定と重複が可能）、文化財環境保全地区の「決定」、科学技術の分野を保護対象（美術工芸・歴史資料）とする指定基準^(注8)など国に先駆けた制度が創設された。1983年4月の第1回府文化財指定等（99件）以来、市町村教委の御協力を得て、毎年継続して指定等が行われ、累計814件となっている。条例制定のハードルの一つでもあった府指定等文化財の保存修理や維持管理等に対する助成制度も整備された。1992年7月には制定10周年を記念した展覧会（ほとけ・さむらい・むら）が、京都文化博物館で開催された。その後も、府選定文化的景観の新設（2007年4月）、「京料理・会席料理」の府無形文化財指定と同保持者の認定（指定基準の追加等、2013年3月）、暫定登録文化財の制度の創設（2017年4月）と全国唯一の独創的な施策が続けられている。文化財の暫定登録は、府条例制定時にも検討された経過があり、将来的に指定等文化財となる未指定文化財を早期に保護対象とし、未来に良好な状態で継承する制度である。制度初年度の2017年度に

府暫定文化財 第1弾は434件



▲園部高の異櫓 (南丹市)

▼阿弥陀三尊 (八幡市・正法寺)

＝いずれも府教委文化財保護課提供



園部高の異櫓／正法寺の阿弥陀三尊

京都府教育委員会は22日、本年度に創設した「府暫定登録文化財」の第1回登録リストを発表した。建造物200件、美術工芸品213件、有形民俗文化財13件、史跡・名勝8件の計434件(24面に登録一覽)同制度は、文化財の指定や登録を

受けていない歴史的建造物や絵画、仏像などについて、保護の裾野を広げること、散逸を防ぎ、保存維持するが目的。調査や登録の手続きを簡素化し、修復や防犯・防火対策などの補助制度を設けている。今回、建造物で登録された南丹市

は一挙に1,016件の文化財を暫定登録し、以降毎年継続され、1,440件となっている(図1参照)。暫定登録文化財は、国も実施していない修理や防災資機材(消火器、収蔵箱等)整備への助成を伴った画期的な制度であり、府の文化財保護のすそ野を広げている(防災資機材整備への助成は、2017年度に府指定、登録文化財も対象となる)。このような斬新な制度の創設には、山田啓二前知事の文化財保護行政に関する強い意欲と御支援があった。

なお、府条例の制定、運用及び毎年指定等は、府文保審の各先生方の長年の懇切な御指導の賜物であり、深く感謝申し上げたい。

また、府条例の施行により府内市町村の文保条例の制定も進み、1995年4月には全ての市町村において文保条例が施行され、より地域に密

良い状態で次世代へ

いずれも詳細な調査が進めば、将来的に府指定や国の重要文化財などにつながる事が期待される。府教委文化財保護課は「より多くの文化財予備軍を評価し、良好な状態で次世代に残したい」といって、本年度中に千件の登録を目指している。

(芦田恭彦)

の園部高の異櫓は、1869(明治2)年完成の国内最後に建築された城郭として知られる。中規模ながらも、内部や外部の装飾の格式高い造りが貴重、とされた。八幡市の正法寺の阿弥陀三尊(木造阿弥陀如来坐像と木造観音菩薩坐像、木造勢至菩薩坐像)は、平安時代末から鎌倉時代初めに制作されたと考えられる。両脇の坐像の姿勢を内側に傾げることで来迎の臨場感を伝えるなど、優れた表現が評価された。

図1 第1回暫定登録文化財登録の報道 (2017年8月23日、京都新聞1面)

着した文化財保護行政が行われている。

さらに、1999年7月「地方分権一括法」が成立し、文保法や美術品として価値のある銃砲刀剣類の登録等に関して、権限移譲や事務の整理が行われた。府教委では同法の施行に先立つ1999年10月以降、文保法、府条例について市町村教委へ権限移譲等を行っている(付表1)。

4. 全国一の体制

1950年9月に全国で初めて文化財保護課として発足した当時は、建造物、美術工芸、庭園に関する技師が配置されていた。その後、埋蔵文化財、民俗・無形文化財等の技師を加えるなど、文化財の各種類、分野に対応する専門の技師が配置された。続いて、府条例の施行、業務量の増加、種々の課題対応などのため適宜増員が図られた結果、課員53名と全国一の体制となっている。用務内容の変遷や技師の増員等に伴って係の名称や構成も若干変化している^(注11)(付表2)。また、関西国際空港の建設支援(発掘調査)及び阪神・淡路大震災と東日本大震災の復興支援のため、建造物や埋蔵文化財の技師を他府県へ長期の派遣も行っている。さらに、文化庁や国立博物館等へ割愛になる場合(建造物、美術工芸等の技師)、市町村教委へ出向する場合もある。次に分野別にごく簡単に紹介する。

建造物 53名の課員のうち33名の係体制となっているように、1897年の古社寺保存法以来、非常に多くの技師と伝統技術職員(宮大工)が活躍してきた。文保課発足時は、後藤柴三郎、佃忠夫、松本軒吉、西田義雄氏などの重文建造物保存修理に携わる技師が課の半数以上を占めていた^(注12)。宮大工13名の配置も大きな特徴であり、彼らは、1974年3月に嘱託、2020年4月に正職員(伝統技術職員)と処遇改善が図られている。

美術工芸 彫刻、絵画、古文書など7分野に分かれ、指定等の件数、点数も多く、保管場所が変更される場合もある文化財である。1936年から府に勤務して、府内文化財の調査や保護に尽力し、戦後は府教委の文化課長、国宝保存課長、そして初代の文化財保護課長に就任した赤松俊秀氏(1907～1979)の功績は大きい。赤松氏の社寺等の美術工芸品に関する調査記録、史料は非常に貴重で、現在も有効に活用されている。さらに、施行前後の文保法に対して、実務経験に基づく適切な批判や改善案を発表したり、誕生したばかりの文保課の育成に努力する^(注13)など、文化財保護行政面でのさらなる評価が必要である。赤松課長は1951年8月に府を退職し、1957年4月に中野玄三氏(1924～2014)が技師補として採用される。中野玄三氏以降、担当技師の割愛等と採用があり、現在は7分野のうち彫刻、絵画、古文書担当の技師が配置されている。なお、丹後郷土資料館名誉館長(2022年8月委嘱)として種々御指導いただいている佐々木丞平氏も、中野玄三氏の後任の美術工芸担当技師として在籍(1970年4月～1972年3月)されていた。

庭園 府内の社寺等の庭園は、国特別名勝11件、同名勝38件と日本最多であり、京都を代表する文化財の一つである。1943年から園芸技手として府に勤務した中根金作氏(1917～1995)はその草分けの技師と言える。

埋蔵文化財 1953年3月の椿井大塚山古墳(木津川市山城町)の緊急発掘調査^(注14)のよう

に、府文保課発足の頃、発掘調査は主に京都大学考古学教室に依頼していた。堤圭三郎氏(1936～1999、第9代課長^(註15))の採用(1961年4月)以後は、開発も増大し、開発調整や発掘、分布調査のために技師の増員が図られ、1981年3月には発掘調査を主な業務とする(財)府埋蔵文化財調査研究センターが設立された(設立当初職員26名)。埋蔵文化財は、開発事業に先立つ発掘調査で検出される場合がほとんどであり、遺跡の保護か開発かの調整がしばしば問題化してきた。その過程で開発事業者等の御理解と御協力を得て貴重な遺跡を保存する努力が続けられ、国や府の史跡に指定された遺跡も多い(付表1)。大規模な都城遺跡である恭仁宮跡(木津川市加茂町)では、1973年11月から府教委が範囲確認等を目的とする発掘調査を続けており、四至確認や大極殿など主要建物検出等の成果があり、2007年2月には史跡の追加指定と「恭仁宮跡(山城国分寺跡)」への名称変更が行われた。

民俗・無形文化財等 1967年4月から課に勤務した植木行宣氏(1932～2024)の活躍が顕著である。氏は府退職後、国の文化審議会の専門委員として全国の民俗文化財等の保護等にも尽力した。

行政(事務) 行政機関として基本かつ必須の重要な職員である。課内では少人数(約1割の6名)で、基本的には数年で他部署へ異動するが、予算決算、会計事務、庶務その他様々に課の業務全般を支え、府政全般の中で課の方針を調整、遂行していく大切な存在である。近年は美術品として価値のある銃砲刀剣類の登録等の用務も担当している。地味ながら文化財や社寺等について非常に詳しい知識を有する職員も多い。

管理職 文保課発足以来17名の課長を数え、うち行政職員・教員が9名で、技師が8名である(付表3)。行政、教員では、のちに府教委教育長に就任した大八木正治氏、『文化財保護行政の概要』や府職員時代の足跡を刊行した岩本昭造氏^(註17)、府条例の施行、第1回府指定等、府埋蔵文化財調査研究センター設立などを遂行した東條壽氏などがおられる。参事は、1993年4月に初めて設置され(後藤佐雅夫氏)、しばらく間をおいて、2012年4月以降は継続して配置されている(付表2)。

5. 関係機関等との連携

関係機関としては、1970年11月宮津市に丹後郷土資料館、1982年11月旧山城町(現木津川市)に山城郷土資料館の両館が府教委の教育機関として設置され、歴史(古文書)、民俗、考古(埋蔵文化財)の3分野の技師(学芸員)を配置している。また前述のように府埋蔵文化財調査研究センターも1981年に財団法人として設立された(1984年4月向日市の新庁舎に移転)。この2館と1法人は、文保課と最も関係深い機関であり、相互に密接に連携して府内の文化財の保護、活用に務めるとともに、技師の人事交流を行っている。

府条例の項で触れたように、知事部局でも主に未指定文化財の保護に取り組んでおり、1962年から文教課で未指定文化財の修理等に対する補助制度(社寺等文化資料保全補助金)を運用している。さらに、2008年7月にふるさと納税を活用した「文化財を守り伝える京都府基金」を設置して、全国からいただいた寄付金を府内の文化財の修理や防災対策に助成している。双方の助成制度とも文保課と十分に連携して府内文化財の保護と活用に寄与している。また、1965年から(財)府文化財保護基金が文化財保護資金の融資を行い、同財団が1999年に京都文化財団に統合継承されるに伴い、この融資制度も引き継がれた。

さらに、文化財の多い京都市及び府内市町村教委やその他関係機関との連携も重要な成果である。京都市は1958年から市長部局で文化財保護行政を補助執行されており、府文保課と一貫して連携協力している。前述のように、府と京都市の文化財指定の分担と財政負担については、文書で調整した。2023年3月の文化庁の京都への移転は、約150年前の明治維新以来初の中央省庁の移転であり、今後は一層連絡調整、連携も密になり、府の文化財保護行政の推進も期待される。

他に、文化財保護を目的とする公益法人(京都文化財団、京都古文化保存協会等)、文化財所有者等の集まり(全国国宝重要文化財所有者連盟、京都府文化財所有者等連絡協議会、国登録文化財所有者の会等)、その他関係団体との連携協力も大切である。建造物、美術工芸、記念物等の保存修理、整備事業などに従事する府内企業の集まりである文友会は、1960年6月の設立であり、府文保課の重文建造物修理現場公開事業での修理作業の実演協力など大変お世話になっている。

6. 文化財の防災・防犯

1949年1月の法隆寺金堂壁画の焼損は、文保法制定への大きな契機となったが、府においては、1950年7月の金閣の焼失も衝撃的な事件であった^(註18)。その後も貴重な文化財は、火災のほか地震、台風、豪雨など自然災害でたびたび大きな被害を被っている。非常に大きな課題である文化財の防火、防災対策について、1962年10月に発足した京都文化財防災対策連絡会は、府、京都市、関係の法人など十数機関で構成され、24時間体制で文化財に火災、事故、被害等が発生した場合は、速やかに情報伝達して迅速な対応を行うとともに防火防災に関する普及啓発活動などにも実をあげている。特に京都市消防局(1948年3月発足)は、1973年4月に日本唯一の文化財係を設置するなど文化財防災に尽力されており、文化財が不幸にも被災した折は迅速に情報伝達していただき、関係機関には非常に有効な連携となっている。

なお、文化財の火災原因は放火が一番多く、2015年頃には油状の液体を社寺の建造物な

どにまいて、き損させる言語道断の事案も発生した。文保法や府条例は人々の道義心を基本としており、これらの人的な被害対策には文化財保護思想の普及啓発、文化財を大切に
する教育が必要不可欠である。付表1のとおり、毎年11月の文化財保護強調週間をはじめ
各種事業や普及啓発冊子の刊行、さらには資料館の各種活動なども行われているが、今後
も絶えることなく粘り強く社会全体の御理解と御協力を得る取組が必要である。

7 その他の特記事項

その他指摘すべき事柄は多いが、紙数の制限もあり、数点項目のみを列挙しておく。

第1は、1967年3月の府による東寺百合文書(1997年国宝、2015年世界の記憶)の購入
である。文保課がこの文書の重要性を評価したことが大きな要因であり、購入のために第
4代荒尾利就課長が奔走されたことが特記されている。^(註19)

第2は、冊子『文化財保護行政の概要』の刊行である。この冊子は、府文化財保護行政
の仕組、施策、統計資料などで構成され、文保課の歩みを知る貴重な記録である。1973年
11月の第1冊から1984年3月の第8冊まで刊行された。

第3は、1976年4月から始まった府文化財保護指導委員による府内全域の文化財の巡視
等である。地味ながら効果のある大切な活動である。対象の文化財も多く、計69名の委員
の方々に長年大変お世話になっている。特に国名勝・双ヶ岡と埋蔵文化財の保存に心血を
注がれた岸本禮子氏の御功績は忘れてはならない。

第4は、長年にわたる未指定文化財調査(民家、近世社寺建築、近代和風建築、古文書、
民俗、芸能、祭礼、中世城館、歴史の道、埋蔵文化財発掘調査等)の実施と報告書の刊行
である。これらの調査と成果の公表は、指定等文化財の増加にもつながる文化財保護の基
本とも言うべきもので、体制の整った府文保課ならではの実績である。この調査も府文保
審をはじめ関係の学識経験者の御指導を得て行われている。

第5は、1994年12月の世界文化遺産「古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)」の
登録である。国が定めた登録要件の充足と準備期間が短いことなどにより17の社寺城のみ
の登録となったが、京都の文化財が顕著な普遍性と高い真正性を有することが世界的に認
められた意義は大きい。引き続き文化財とバッファゾーンの良好な保存、維持管理に務め
ることが肝要である。

第6は、近年特に強調される文化財の活用に関することである。貴重な文化財の保護を
前提としつつ、保護と活用との円滑な調整は大きな課題である。2020年3月には「府文化
財保存活用大綱」を策定するなど時代の変化、要請にも的確に対応しており、今後も適切
な対応が必要である。なお、2019年4月施行の地教行法の一部改正により、長年教育委員

会の事務と位置づけられていた文化財保護行政を、首長部局でも行うことが可能となり、まちづくりや観光などと合わせた取組を行う地方自治体が増加しつつある。

8 むすびにかえて

府内には国、府指定等文化財は約5,300件所在する。その中には1件でも内訳は1万点以上からなる古文書や1千躯の仏像も存在するので、実際の点数は相当数に上り、文字どおり文化財の宝庫である。これら文化財の保護、維持管理、活用に関して、文化財所有者、管理者の御尽力が極めて大きかったことを痛感している。

時代の流れは激しく、守るべきものは守りながら、変化にもうまく順応しなければならぬが、祖先から引き継いだ世界に誇る貴重な文化財を保護し、後世に良好な状態で伝えていくことの重要性はいつまでも変わりはなく、この点は強調しておきたい。

結びにあたり、小稿作成の過程でも多くの先輩、同僚、現職員の御苦勞を再認識することができた。改めて皆様方に心から感謝を申し上げたい。目下、文保課職員は不断の努力を続けており、今後も激しい変化にも的確に対応し、未来に向けて輝かしい歴史を紡いでいくと確信している。

なお、次の方々から貴重な御教示や有益な資料の提供を受けました。記して深く感謝いたします。

太田信之、杉原和雄、梶川敏夫、鶴岡典慶、森下衛、加川智子、吹田直子、上仲陽子、松尾哲郎、村田典彦、野原隆之介

(いその ひろみつ = 当調査研究センター理事)

注1 磯野浩光2024「京都府文化財保護課の発足」『京都府埋蔵文化財情報』第147号(公財)京都府埋蔵文化財調査研究センター

注2 奈良県では、1950年5月県教委に文化財保存課が設置されている。

注3 『平成28年度京都府包括外部監査報告書』(京都府包括外部監査人 2017年3月)

注4 府条例制定に至る経過等は次を参照した。大八木正治1962「京都府文化財保護条例について」『教育展望』第85号、岩本昭造1988『「私」の管理職時代五十年』、植木行宣2014「京都府の無形文化財をめぐる」『伝統と創生』京都府無形文化財保持者会。

注5 「文化財保護条例のねらいと考え方」『教育展望』第93号 1965年

注6 「京都府文化財保護条例のあらまし」『文化財報』No.35 (財)京都府文化財保護基金 1981年

注7 府と京都市の指定等の基本的な分担は次のとおりである。

府：1. 中央的な性格をもつもの、2. 本山のもの。

京都市：1. 市民生活に結びついたもの、2. 地域に密着したもの、3. 町衆に関わるもの。

注8 国の指定基準(美術工芸・歴史資料)に「科学技術」の分野が加わったのは、1996年10月である(平成8年10月28日付け文部省告示第185号)。

注9 磯野浩光2019「近年の京都府の文化財保護行政—暫定登録文化財を中心に—」『京都府埋蔵

文化財情報』第135号(公財)京都府埋蔵文化財調査研究センター。日本イコモス国内委員会は、暫定登録文化財制度を国の制度に取り入れる必要があると明記(2017年9月意見書p.5)し、村上隆氏もこの制度を高く評価している(『文化財の未来図』岩波新書 2023年 p.128)。京都新聞社は、暫定登録のたびに全ての名称を紙面に報道され、朝日新聞社の制度運用7年後の大きな報道(2024年2月29日京都版)も、各々その評価の表れである。

- 注10 府文保審の歴代会長は、村田治郎、有光教一、樋口隆康、上田正昭、西川幸治、永井規男、吉田博宣、高橋康夫、若杉準治の各先生である。
- 注11 文保課の各係の変遷は文末付表2のとおり
- 注12 例えば、1982年3月の府教委退職の時、課長補佐兼修理係長の西田義雄氏が、「昭和18年の採用以来一貫して重文建造物の修理に従事してきた。第2次世界大戦の最中、B29が上空を飛ぶ中でも、重文建造物の保存修理に従事していた。」などと話されたことは印象深かった。
- 注13 赤松俊秀1949「新しい國寶の管理」『教育展望』第3号、同1950「文化財保護法について」『教育展望』第14号、同1961「文化財保護法十周年を顧りみて」『教育展望』第78号。天野利武1954「京都府教育改革七年の回顧(四)」『教育展望』第48号、天野利武氏は府教委の初代教育長である。
- 注14 樋口隆康1998『昭和28年 椿井大塚山古墳発掘調査報告』山城町
- 注15 堤圭三郎氏の足跡は『堤圭三郎さんの歩み』(1996年)に詳しい
- 注16 歴代の文保課長は文末付表3のとおり
- 注17 注4参照
- 注18 赤松俊秀氏は「あらぬ姿に変わり果てた金閣をみたときは、何か世界がくずれていくような感じがした。(略)国宝建造物の修理監督技師の後藤柴三郎君などは男泣きに泣いた。」と記されている。(赤松俊秀・川上 貢1964『金閣と銀閣』のあとがき、淡交新社)。
- 注19 上島 有1998『東寺・東寺文書の研究』思文閣出版の「東寺文書整理の歩み-あとがきにかえて-」等に府が東寺百合文書を購入した経過や意義が詳述されている。

付表1 府文化財保護課75年の略年表 (2025年3月現在)

年	月	府教委・府等に関する事項	国、他府県等に関する事項
1948	11	府教委の発足(文保行政:文化課、課長心得:赤松俊秀)	
〃	12	京都古文化保存協会の設立	
1949	1		法隆寺金堂壁画の焼損
〃	4	府教委の機構改編(文保行政:国宝保存課、課長:赤松俊秀)	
1950	7	金閣が放火で焼失	
〃	8		文保法。文化財保護委員会の発足
〃	9	文保課の設置(国宝保存課の改称等、課長:赤松俊秀)	
〃	11		銃砲刀剣類等所持取締令
〃	12		火なわ銃式火器及び刀剣類の登録に関する規則
1951	1	刀剣審査委員(4名)	刀剣審査委員の任命
〃	4	府文化財調査委員設置規則(8月に同委員7名を委嘱)	
〃	6	府総務部に文教課(注1)の設置(課長:笹田得治)	
〃	8	府教委執務室の移転(府庁西隣の庁舎へ)	
1952	4		京都国立博物館の国移管。奈良文研の設置
〃	6	府教委事務局を府教育庁と改称	
1953	3	椿井大塚山古墳から銅鏡等の出土(1992年重文、2000年史跡)	
1954	3	重文・教王護国寺講堂の保存修理工事の竣工	
〃	7		文保法の一部改正(重要無形文化財民俗資料等)
〃	8	京都御所内小御所の火災	
〃	10	国宝・大報恩寺本堂の保存修理工事の竣工	
〃	11		第1回文化財保護強調週間(～)
〃	12	長岡宮跡で初の発掘調査(中山修一など)	
1955	1		第1回文化財防火デー(～)
〃	6		(社)日本工芸会の認可(2011.4公社)
〃	10	金閣の復元再建	
1956	2	府、財政再建団体に(～1962.3)	
〃	10		地教行法

年 月	府教委・府等に関する事項	国、他府県等に関する事項
1957	1	(財) 古代学協会の認可 (2013.4公財)
〃	3	国宝・平等院鳳凰堂の保存修理工事の竣工
〃	11	平安京勸学院跡の発掘調査 (古代学協会)
〃	12	府文化財専門委員に関する条例
1958	4	府文化財専門委員8名委嘱。京都市・市長部局で文保行政執行
〃	7	銃砲刀剣類等の登録事務に関する手数料の額を定める規則
1959	3	重文・教王護国寺灌頂院ほかの保存修理工事の竣工
〃	11	第1回近畿東海北陸ブロック民俗芸能大会(祇園甲部歌舞練場)
1960	1	国宝・醍醐寺五重塔の保存修理工事の竣工
〃	4	府教委指定文化財これに準ずる諸施設等設計監督受託規則
〃	6	指定文化財これに準ずる諸施設等設計監督受託取扱規程
〃	10	文友会(注2)の設立
〃	11	第7回日本伝統工芸展の府開催(高島屋、～)
1961	4	埋蔵文化財の技師を採用(堤圭三郎)
1962	3	『府遺跡目録』の刊行
〃	4	重文建造物の保存修理事業に係る受託事務取扱要項
〃	6	重文・竜吟庵方丈ほかの保存修理工事の竣工
〃	7	壬生寺本堂と重文仏像が放火で焼失
〃	9	重文・妙心寺の鐘樓が放火で焼失。文化財パトロールの実施
〃	10	京都文化財防災対策連絡会(注3)の発足(～)
〃	11	府社寺等文化資料保全補助金交付要綱(注4)
1963	1	長岡宮大極殿跡等の公有地化(府)
〃	3	国宝・海住山寺五重塔の保存修理工事の竣工
〃	10	平安宮跡を府公報で周知
〃	11	府立総合資料館の開館(館長:西村精一)
1964	3	『埋蔵文化財発掘調査概報』の刊行(～)
〃	10	『京都の文化財』丹後篇の刊行
〃	11	文化財所有者協議会(総合資料館、知事)
1965	3	(財)府文化財保護基金(注5)・(財)京都市文化保存協会の認可(2011.9公財)。府文化財映画『丹後風土記』の完成。
〃	7	名神高速道路の全線開通
1966	3	府文化財映画『丹波風土記』
〃	5	文化財愛護シンボルマークの制定(～)
〃	7	祇園祭が合同巡行。文化財保護対策協議会
〃	8	社寺に文化財管理基準を到達
〃	12	銃砲刀剣類登録手数料徴収規則
1967	3	府が『東寺百合文書』を購入(1997年国宝)
〃	4	府文化財映画『山城風土記(1)』
〃	4	民俗・無形文化財等の技師を配置(植木行宣)
1968	3	府文化財映画『山城風土記(2)』、『京都の文化財』丹波篇刊行
〃	5	平安博物館の開館(館長:角田文衛)
〃	6	文化庁発足。(財)美術院の認可(2013.4公財)
〃	11	京都の文化財を守る会の発足(会長:小川貢)
〃	12	重文・六波羅蜜寺本堂の保存修理工事の竣工
1969	3	『府文化財図録』・府文化財映画『京都の障壁画』。旧日本銀行京都支店の重文指定。『京都の文化財』南山城篇の刊行
〃	12	(財)京都市文化観光資源保護財団の認可(2011.4公財)
1970	3	府文化財映画『京都の庭園』
〃	4	京都市文化観光局に文化財保護課を設置
〃	11	丹後郷土資料館の開館(館長:平田寿郎)。文保法施行20周年記念のつどい・文化財功労者表彰(府芸芸会館)。文化財保護強調週間ポスター・文化財防火ステッカーの配布(～)
1971	3	府文化財映画『平安の文化』
〃	5	城陽高校新築に伴う宮の平古墳群の発掘調査
〃	12	重文・大徳寺山門の保存修理工事の竣工
1972	1	府教委執務室の移転(府庁旧本館へ)
〃	2	平安京跡(羅城門)の発掘調査(京都市、～)
〃	3	『府遺跡地図』刊行(～)。府文化財映画『東山の文化』
〃	7	園部垣内古墳の発掘調査(出土品1990年重文)
〃	11	文化財愛護のつどい・文化財所有者連絡協議会(～)。『京都市遺跡地図・台帳』の刊行(～)
1973	3	文化財保護講座(～)

京都府埋蔵文化財論集 第9集

年 月	府教委・府等に関する事項	国、他府県等に関する事項
1973	4 京都市消防局予防部予防課に文化財係を設置	
〃	10 府文化財映画「京都の近世文化」	
〃	11 恭仁宮跡発掘調査・『文化財保護行政の概要』の刊行（～）	
1974	3 文保課の宮大工を府嘱託員とする	
〃	12 府文化財保存費補助金交付要綱	
1975	8 重文・興杼神社本殿が焼失	
〃	10	文保法の一部改正（民俗文化財・埋文の充実、伝建地区・文化財保存技術の新設、文保審の設置等）
1976	1 平安神宮本殿等が焼失	
〃	4 府文化財保護審議会条例。府文化財保護指導委員規則	
〃	6 第1回府文保審（会長：村田治郎、～）。 重文・妙心寺法堂・経蔵の保存修理工事の竣工	
〃	10（財）京都市埋蔵文化財研究所の認可（201310 公財）	
1977	3 府文保審に小委員会設置（未指定文化財の保護制度を検討）	
〃	4	奈良県文保条例
〃	6 第1回未指定文化財保護制度小委員会（主査：西川幸治、～）	
〃	9	全文連（注6）の結成（事務所：京都市）
1978	3 府文保審の中間報告。国宝・東福寺三門の保存修理工事の竣工	
〃	5 第7回日本工芸会近畿支部展の府開催（高島屋、～）	
〃	9	稲荷山古墳出土鉄剣銘文の発見（1983年国宝）
〃	10 第20回近畿東海北陸ブロック民俗芸能大会（府文芸会館）	
1979	3 府文保審の答申。名勝・双ヶ岡の公有地化（京都市）	
〃	4 府立山城高校発掘調査で建物遺構等を検出（1983年府史跡）	
〃	11 京都市考古資料館の開館	
〃	12 国指定文化財維持管理費補助金交付要綱	
1980	7 京都国立博物館内に文化財保存修理所を設置	
1981	3（財）府埋文センターの認可（理事長：福山敏男、2011.4公財）	
〃	9 府と京都市の文化財指定と財政負担に係る両文保課長覚書 府埋文センター第1回埋蔵文化財セミナー（研修会、～） 『府埋蔵文化財情報』第1号の刊行（～）	
〃	10 府文保条例の公布。湯舟坂2号墳から金銅装環頭大刀等出土（1983年重文・府史跡）	
1982	4 府文保条例の施行。南八幡高校新設に伴う発掘調査で狐谷横穴群を検出（1983年府史跡）	
〃	7 府埋文センター第1回小さな展覧会（広小路旧庁舎、～） （財）長岡京市埋蔵文化財センターの認可（2012.4公財）	
〃	11 山城郷土資料館（館長：釋龍雄）・京都市歴史資料館の開館	
〃	12 重文・南禅寺三門の保存修理工事の竣工	
1983	3 府条例制定記念講演会等。『京都の文化財』第1集の刊行（～）	
〃	4 府文保条例による第1回の府指定・登録等（99件、～）	
〃	7 府と中国陝西省が友好締結（注7）	
〃	12 『守り育てようみんなの文化財』No.1の刊行（～）	
1984	2 府指定・登録文化財等補助金交付要綱	
〃	3 『恭仁宮跡発掘調査報告』瓦編の刊行	
〃	4 府埋文センターが向日市の新庁舎へ移転	
〃	5 府埋蔵文化財事務所の設置	
〃	9 重文・本願寺阿彌陀堂の保存修理工事の竣工	
〃	11 向日市文化資料館の開館	
1985	6 中国陝西省からの研修生（范培松）を1年間受入	
〃	7 府とインドネシア・ジョクジャカルタ特別区が友好締結（注7）	
〃	9	発掘調査で藤ノ木古墳の石棺等を検出（1991年史跡、出土品2004年国宝）
〃	10 府文化財保護視察団（東條壽団長）が西安ほかを訪問 国宝・梵鐘の所在を調査（滋賀県佐川美術館保管）	
〃	11 亀岡市文化資料館の開館	
1986	4 旧日本銀行京都支店、府へ移管	
〃	8（財）京都文化財団の認可（理事長：岡本道雄、2013.4公財）	
〃	7 発掘調査で芝ヶ原古墳検出（1989年史跡、出土品1990年重文）	
〃	10 広峯15号墳から景初4年銘盤龍鏡等が出土（1990年重文）	
〃	12 重文・清水寺三重塔の保存修理工事の竣工	
1987	1 『府埋蔵文化財論集』第1集の刊行（～）	
〃	4 関西国際空港建設支援に伴う埋文技師の派遣（～1990年度）	
〃	7 府内巡回展示「鏡と古墳―景初四年鏡と芝ヶ原古墳―」	
1988	2 国の補助金で公有化した史跡等の管理状況を会計検査院が調査	
〃	4（財）向日市埋蔵文化財センターの認可（2012.4公財）	
〃	8 発掘調査で私市円山古墳を検出（1994年史跡）	

年 月	府教委・府等に関する事項	国、他府県等に関する事項
1988	10 京都文化博物館の開館	
〃	12 重文・角屋（主屋奥棟）の保存修理工事の竣工	
1989	2	発掘調査で吉野ケ里遺跡を検出（1991年特史）
1990	5 発掘調査で遠所遺跡を検出（2001年府史跡）	
〃	6 発掘調査で黒田古墳を検出（1998年府史跡）	
〃	8 府埋文センター10周年記念特別展（京文博）	
〃	9 重文・同志社礼拝堂の保存修理工事の竣工	
〃	11 府埋文センター10周年記念特別講演会（京都市社教センター）	
1991	3 「府の民謡」(CD)の完成	
〃	5 府指定・登録文化財等維持管理費補助金交付要綱	
〃	6 府文化交流友好代表团（門脇禎二団長）が西安ほかを訪問	
〃	10 第33回近畿東海北陸ブロック民俗芸能大会（舞鶴市総合文化会館）	
〃	12 重文・知恩院三門、同・正法寺本堂の保存修理工事の竣工	
1992	4 府教委執務室の移転（府庁旧3号館へ）。京文連（注8）の発足	
〃	5 府文保条例の一部改正（罰金、料金の引き上げ）	(社)全文連の認可（2012.4公社）
〃	6 (財)祇園祭山鉦連合会の認可（2012.10公財）	
〃	7 「ほとけ・さむらい・むら」展（注9、京文博）	
〃	11 加悦町古墳公園の完成・はにわ資料館の開館	
1993	4 青蓮院好文亭等の放火事件	
〃	8 長岡京発掘調査1000回記念講演会（向日市民会館）	
〃	11 舞鶴市立赤レンガ博物館の開館	
1994	3 大田南5号墳から青龍3年銘四神鏡が出土（1996年重文）	
〃	11 平安建都1200年記念式典（京都国際会館）	
〃	12 17社寺城が世界文化遺産「古都京都の文化財」に登録	世界文化遺産「古都京都の文化財」の登録
1995	1	阪神・淡路大震災
〃	3 府指定・旧永島家住宅の復元整備工事の竣工（丹後資料館内）	
〃	4 府内全部の市町村で文化財保護条例を施行	
〃	6 阪神淡路大震災復興支援の建造物・埋文技師派遣（～1997年度）	
〃	11 城陽市歴史民俗資料館の開館	
1996	10	文保法の一部改正（登録有形文化財の新設等） 重文等指定基準の一部改正（文部省告示）
〃	11 「伝統と創生」（京文博、注10）	
1997	1 重文・曼殊院本堂ほかの保存修理工事の竣工 府文保審にて府立図書館の建替等について報告	日本海でタンカー重油流出事故
〃	2 恭仁宮跡の四至確定	
〃	3 重文・相国寺法堂、同・龍谷大学本館の保存修理工事の竣工	
〃	6 加藤勉 文保課課長補佐兼建造物第1係長が逝去	
1998	3 史跡名勝・嵐山保存管理計画	
〃	9 大風呂南1号墓からガラス釧等が出土（2001年重文）	
〃	11 宇治市源氏物語ミュージアムの開館	第22回世界遺産委員会（京都国際会館）
1999	3 重文・妙心寺庫裏ほかの保存修理工事の竣工	
〃	4 府内における出土品の取扱いについて通知	
〃	8 足利健亮恭仁宮跡調査専門委員長の逝去	
〃	10 府教委の事務の一部を市町村教委に委任する規則（注11）	
2000	2 企業社屋新築に伴う発掘調査で長岡京東院跡を検出	
〃	3 府内における発掘調査等の取扱いについて通知 「恭仁宮跡発掘調査報告」IIの刊行	
〃	4 地方分権整備等の条例・府文保条例の一部改正・府教委事務 処理の特例条例・同施行規則（注12）。府教委手数料徴収条例。 府銃砲刀剣類の登録審査委員規則	地方分権推進一括法・文保法の一部改正（埋文 に関する事務等の都道府県への権限移譲等）
〃	5 寂光院本堂が焼失、重文仏像が焼損	
〃	10 府埋文センター20周年特別展・講演会（向日市文化資料館等）。 発掘調査で赤坂今井墳墓の規模等を確認（2007年史跡）。文保 法50年記念文保功労者文部大臣表彰（東條壽・後藤佐雅夫）。	
2001	3 重文・冷泉家住宅の保存修理工事の竣工	
〃	5 府立図書館新館の開館（旧館東外壁等の保存）	
2002	6 府指定・府行政文書の重文指定	
2003	3 重文・宝塔寺本堂、多宝塔の保存修理工事の竣工 史跡名勝・平等院庭園の保存整備事業の竣工	
〃	6 金剛能楽堂の移転新築	

京都府埋蔵文化財論集 第9集

年 月	府教委・府等に関する事項	国、他府県等に関する事項
2003 8	京都市文化財建造物保存技術研修センターの開所 第45回近畿東海北陸ブロック民俗芸能大会(ガレリア亀岡)	
〃 12	重文・清水寺経堂・仁王門の保存修理工事の竣工	
2004 4	郷土資料館の愛称使用(ふるさとミュージアム、府民公募、～)	
〃 12	府指定・府庁旧本館の重文指定	
2005 4	府文保条例の一部改正(文保法の一部改正による規定整備)	文保法の一部改正(文化的景観、登録の拡大等)
〃 9	府埋文センター25周年記念特別展(向日市文化資料館)	
2006 11	府指定・松村家住宅に係る管理改善の勧告	
2007 2	史跡・恭仁宮跡(山城国分寺跡)に名称変更、追加指定	
〃 4	府文保条例の一部改正(府選定文化的景観の創設) 京都府国登録文化財所有者の会の設立(会長:千宗守)	
〃 11	重文建造物保存修理現場公開事業(～)	
2008 3	重文・同志社クラーク記念館の保存修理工事の竣工	
〃 7	文化財を守り伝える京都府基金条例	
〃 11		歴史まちづくり法
〃 12		公益法人制度改革関連三法
2009 5	重文・萬福寺松隠堂客殿ほかの保存修理工事の竣工	
〃 6	重文建造物保存修理工事競争入札参加資格要綱	
〃 7	重文・本願寺御影堂の保存修理工事の竣工	
〃 9	文化財を守り伝える京都府基金等事業費補助金交付要綱	「祇園祭の山鉾行事」の無形文化遺産登録
2010 3	府包括外部監査報告(府民利用施設の運営-郷土資料館)	
〃 8	府埋文センター30周年記念特別展(向日市文化資料館)	
〃 9	府埋文センター30周年記念講演会(向日市民会館)	
2011 3	重文・知恩院集會堂ほかの保存修理工事の竣工	東日本大震災
〃 5	文化財所有者のための防災マニュアルの配布	
〃 10	民主党府議会議員団の事業仕分(郷土資料館)	
〃 11	第33回近畿東海北陸ブロック民俗芸能大会(久御山門中央公民館)	
2012 5	国宝・知恩院本堂保存修理工事に係る素屋根の第1回スライド 府公契約大綱	
〃 6	府民利用施設の在り方検討委員会(山城・丹後資料館、～)	
〃 9	山城、丹後郷土資料館の博物館登録	
〃 10	東日本大震災復興支援に係る埋文技師の派遣(～2014年度)	
〃 11		世界遺産条約採択40周年記念会合(京都国際会館)
〃 12	府警宿舍新築に伴う発掘調査で聚楽第跡の石垣等を検出	
2013 2	府指定等の基準・無形文化財保持者等の認定基準の一部改正 文保課所管事業だけ対象の会計検査院の調査	
〃 3	「京料理・会席料理」の府無形文化財指定・同保持者の認定 府文化財総合目録・遺跡地図を府ホームページで公開	
〃 5	府立京都スタジアムに係る環境保全専門家会議(～) 「伝統と創生」(京文博、注10)	
〃 6	郷土資料館の在り方意見聴取会議(会長:金田章裕、～)	
〃 10	第10回日本オオサンショウウオの会総会(府立ゼミナルハウス)	
〃 12		「和食日本人の伝統的な食文化」の無形文化遺産登録
2014 4	公益法人等の知事部局、一括所管(従前:文保課で76法人所管)	
〃 7	祇園祭の合同巡行をやめ後祭巡行が復活(～)	
〃 9	国宝・平等院鳳凰堂中堂ほか3棟保存修理工事の竣工	
2015 4	京都文化財防災対策連絡会(油状液体による文化財建造物等 き損の件)。第1回丹後資料館基本計画策定委員会(副知事、 教育長、～)	文保法の一部改正(政令市も重文建造物修理の受 託が可能)。地教行法の一部改正(教育委員会制度) 「日本茶800年の歴史散歩」の日本遺産認定
〃 7	高校生丹後文化フェスティバル(丹後郷土資料館)	
〃 9	第1回文化庁移転に係る内閣府ヒアリング(副知事、～)	
〃 11	府埋文センター35周年記念展覧会・講演会(京文博等)	
2016 2	府議会文教常任委員会出前議会:文化財の保護と活用(仁和寺)	
〃 3	乙訓古墳群の史跡指定。上田正昭府埋文センター理事長の逝去	デービッド・アトキンソン著「国宝消滅」
〃 4	府教委の事務処理の特例条例施行規則の一部改正(注13)	文保法施行令の一部改正(権限移譲の範囲拡大)。 「鎮守府」(舞鶴)の日本遺産認定
〃 8	府立京都スタジアム建設予定場所の変更 第1回丹後資料館地元意見聴取会議(～)	
〃 10	府重点戦略調整会議(府文保行政の推進、知事・教育長)	
〃 12	京都学歴彩館の開館(館長:金田章裕)	「山・鉾・屋台行事」無形文化遺産登録(含祇園祭)

年 月	府教委・府等に関する事項	国、他府県等に関する事項
2017 3	府包括外部監査報告（受託事業等一重文建造物保存修理）	
〃 4	府文保条例の一部改正（暫定登録文化財制度の創設）	丹後ちりめん回廊、北前船寄港地の日本遺産認定
2018 2	府暫定登録文化財を登録（2017年度 1016件、～）	
〃 8	府立鴨沂高校新築校舎の完成（本館棟、旧図書館棟等の保存）	
〃 10	府指定・京都盲啞院関係資料の重文指定。 森田卓郎 文保課副主査（建造物担当）が逝去	
〃 11	「伝統と創生」(京文博、注10)	
2019 3	重文・仁和寺観音堂ほか2棟の保存修理工事の竣工	
〃 4		文保法の一部改正（文化財の総合的な保存、活用等）。地教法の一部改正（注14）
〃 5		「西国三十三所観音巡礼」の日本遺産認定
〃 10		首里城正殿ほかが火災で焼失
〃 11	国宝・知恩院本堂（御影堂）ほかの保存修理工事の竣工	
2020 3	府文化財保存活用大綱	
〃 4	文保課嘱託員（宮大工）を府正規職員（技師、伝統技術）とする	新型コロナウイルス感染症の第1回緊急事態宣言
〃 6		「琵琶湖疏水」の日本遺産認定
〃 9	重文・裏千家住宅の保存修理工事の竣工	
〃 12	府埋文センター40周年特別展覧会・講演会（京文博等）	「伝統建築工匠の技」の無形文化遺産登録
2021 3	国宝・清水寺本堂ほか8棟保存修理工事の竣工	
〃 7		東京オリンピック・パラリンピック
2022 4		文保法の一部改正（登録制度の拡大等）
〃 8	丹後郷土資料館名誉館長（佐々木丞平）	
〃 11		「風流踊」の無形文化遺産登録（六斎念仏等含む）
2023 2	恭仁宮フォーラム（京都国際会館、知事・教育長）	
〃 3	重文・東福寺常楽庵客殿の保存修理工事の竣工	文化庁の京都移転（府庁内）、業務開始
〃 5	府教委執務室の移転（府庁新3号館へ）	新型コロナウイルス5類感染症になる
〃 7	森 正 文保課長（第16代）が逝去	
〃 11	第6回近畿東海北陸ブロック民俗芸能大会(京都市右京文化会館)	
2024 12		「伝統的酒造り」の無形文化遺産登録
2025 3	「恭仁宮跡発掘調査報告」Ⅲの刊行	

備 考

- 1 『京都府教育委員会50年のあゆみ』（1999年3月）、「文化財保護行政の概要」、新聞報道等に拠る。
- 2 省略は次のとおり。文保課－文化財保護課、文保法－文化財保護法、特史－特別史跡、伝建地区－伝統的建造物群保存地区、文保審－文化財保護審議会、京文博－京都文化博物館、公財－公益財団法人、公社－公益社団法人、地教法－地方教育行政の組織及び運営に関する法律、全文連－全国国宝重要文化財所有者連盟、京文連－京都府文化財所有者等連絡協議会など。
- 3 法、条例、要綱等は施行月に配置、名称等は一部省略。文保法、府文保条例の一部改正は主要なものに限る。
- 4 (～) は以降の継続を示す。月が特定できない事項は年度末（3月）に記載。
- 5 重文建造物の保存修理工事の竣工は一部。竣工後に国宝指定の場合あり。各種の未指定文化財調査等は省略。

- 注1 私立学校や宗教法人に関することなどを所管
- 注2 建造物、美作品、記念物などの保存修理、防災、記録作成等に従事する府内企業の任意団体。各種研修等を実施。
- 注3 府内文化財の保護、防災等に関する機関による連絡協議会。主な参加機関：府（消防部局、文教課、文保課、警察本部）、京都市（文保課、消防局）、（公財）京都古文化保存協会、同・京都文化財団、同・京都市文化観光資源保護財団等。
- 注4 未指定文化財に関する補助制度、知事部局の所管
- 注5 文化財保護に関する普及啓発、文化財保護資金の融資等を目的に設立。1999年4月（財）京都文化財団に統合継承。
- 注6 全国の国宝・重文の所有者等の協議会
- 注7 締結後、同省、同特別区からの文化財研修生を文保課に受け入れるなど友好交流あり。
- 注8 府内の国、府指定等の文化財所有者等の協議会
- 注9 府条例制定10周年を記念して、この間に指定等された文化財115点の展覧会（1992年7～8月）。
- 注10 府指定無形文化財保持者による工芸技術の保存、伝承と府民への普及啓発を目的とする展覧会。3回開催。
- 注11 国・府指定の記念物の軽微な現状変更等の許可等の事務を市町村教委に委任
- 注12 出土文化財を市町村へ譲与。国・府指定の記念物の軽微な現状変更等の許可等の事務を市町村に移譲
- 注13 国・府指定の記念物の軽微な現状変更等の許可等の事務を市町村に移譲する範囲の拡大
- 注14 地方公共団体の長も文化財保護の事務を担当できるようになる。

付表2 府文化財保護課の係等の変遷 (2025年3月現在)

年月	参事等	配置された係等			職員	備考		
1949.10	/	法人	建造物	/	記念物	11	国宝保存課、3係(注1)	
1950.9		法人	建造物		記念物	22	文化財保護課の発足、3係(注2)	
1954.9		庶務	〃	〃	〃	23	(注3)	
1967.4		〃	修理・防災	管理・調査	/	30	係の改編、名称変更	
1968.4		〃	修理・防災	〃		28	修理係、防災係の分割で4係	
1972.6		〃	〃	〃	記念物	31	記念物係の再配置で5係	
1974.3		〃	〃	〃	〃	30	宮大工を嘱託員とする	
1984.4		〃	建造物	〃	〃	36	建造物係への統合で4係	
1993.4		参事	〃	〃	〃	38	参事の配置(～1994年5月)	
1994.6		/	〃	建造物第1 建造物第2	〃	〃	38	建造物係の分割で5係
2006.6			〃	建造物	管理調査	〃	40	建造物係への統合で4係
2008.4			企画調整	〃	〃	〃	39	担当制、係長は副課長に(注4)
2012.4			参事	〃	〃	〃	41	参事の配置
2013.4		担当課長	〃	〃	〃	40	参事は担当課長に	
2017.4		〃	〃	〃	美術工芸・民俗・ 無形文化財	〃	43	担当の名称変更
2019.4		〃2名	〃	〃	〃	〃	43	担当課長の複数配置(1名は併任)
2020.4	参事2名	〃	〃	〃	〃	54	担当課長は参事に。係制に戻る。 嘱託員を正規職員とする。	

本表は、「府公報」、「府職員録」、「府学事関係職員録」、新聞報道に拠る。年度途中で異動等の場合あり。

注1 国宝保存課は、1949年4月に発足。係名は、府教委処務規程(1949年10月)に拠る。

注2 文保課発足時の係名と係長は、建造物係(後藤柴三郎)、記念物係(中根金作)、法人係(長谷川良一)。係名は、府教委処務規程(1950年7月一部改正)に拠る。

注3 庶務係が建制筆頭に。旧法人係と分掌事務は同一ではない。2008年に企画調整に名称変更。

注4 2008年4月～2020年3月

注5 1984年5月、府埋蔵文化財事務所の設置により、課長と記念物係員の一部は同所所員を兼務。

付表3 府歴代文化財保護課長 (2025年3月現在)

氏名	発令前の職 ()内は派遣先	課長在職期間		異動先等
		自	至	
1 赤松 俊秀	国宝保存課長	1950.9.1	1951.8.15	退職
倉知 栄雄	指導部長事務取扱	1951.8.16	～〃.12.27	
2 荻野 二郎	社会教育課長	1951.12.28	1958.3.31	京都市立九条弘道小学校長
長谷川 良一	文保課課長補佐兼庶務係長 課長心得	1958.4.1	～〃.4.9	
3 大八木 正治	学校教育課課長補佐	1958.4.10	1963.3.31	府教委秘書課長
4 荒尾 利就	学校教育課指導主事	1963.4.1	1967.11.30	指導部長
荒尾 利就	指導部長事務取扱	1967.12.1	～1968.4.22	
5 井上 弘明	文教課長	1968.4.23	1970.8.10	総合資料館百年史編さん室主査
6 大橋 敏夫	文教課主査(文化財保護基金事務局長)	1970.8.11	1973.6.15	出納局物品管理課長
7 岩本 昭造	社会教育課長	1973.6.16	1979.3.31	山城教育局長
城戸 秀夫	指導部長事務取扱	1979.4.1	～〃.4.16	
8 東條 壽	文保課課長補佐兼庶務係長	1979.4.17	1986.6.16	企画管理部理事(京都文化財団派遣)
9 堤 圭三郎	文保課主幹(府埋文センター調査課長)	1986.6.17	1996.3.31	退職
10 中谷 雅治	丹後郷土資料館長	1996.4.1	2001.3.31	退職
11 杉原 和雄	山城郷土資料館長	2001.4.1	2004.4.30	退職
12 小池 久	北桑田教育局長	2004.5.1	2009.3.31	退職
13 川村 智	福利課長	2009.4.1	2011.3.31	山城教育局長
14 磯野 浩光	文教課参事	2011.4.1	2018.5.31	退職
15 森下 衛	山城郷土資料館長	2018.6.1	2021.3.31	退職
16 森 正	文保課主幹(木津川市文化財保護課長)	2021.4.1	2023.7.21	在職中に逝去
相馬 直子	指導部長事務取扱	2023.7.22	～〃.8.31	
17 石崎 善久	山城郷土資料館長	2023.9.1	(現職)	

本表は、「府公報」、「府職員録」、「府学事関係職員録」、新聞報道等に拠る。